

# 規制改革等3か年計画2005 ～ 「銀行」関係

制度調査部  
堀内勇世

## 規制改革等3か年計画2005～金融関係1

### 【要約】

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」が閣議決定された。

これは、今後の規制改革などの方向を示すものである。

「銀行」の項目を引用する。

## 1. 3か年計画(改定)の閣議決定

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(注1)が閣議決定された。これは、平成16年(2004年)3月19日に閣議決定された「規制改革推進・民間開放推進3か年計画」(注2)を、「規制改革・民間開放推進会議」での審議結果等を踏まえて、見直したものである。

この「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」は、今後の規制改革などの方向を示すものである。

ここでは、参考までに「措置事項」の「7 金融関係」の中の「ア 銀行」の項目を引用する。

(注1) 「規制改革・民間開放推進会議」の次のHP参照

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2004/0325/index.html>

(注2) 内閣府の次のHP参照。

<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/040319/index.html>

## 2. 「規制改革・民間開放推進会議」とは

平成13年(2001年)4月以降、規制改革の推進にあたり重要な役割を果たしてきた「総合規制改革会議」は、平成16年(2004年)3月をもって終了した。しかしながら、それ以降も規制改革を推進する必要性があった。そこで、平成16年4月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者13名から構成される「規制改革・民間開放推進会議」が内閣府に設置され、より一層の規制改革のため活動している。なお設置期間は、平成19年(2007年)3月31日とされている。

### 3. 「銀行」の項目

「ア 銀行」の項目を引用する。なお、編集の関係で、省略等の処理を行っている。

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1. 長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し (金融庁)	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	検討	検討	
2. 特定融資枠契約(コミットメント・ライン契約)の借主範囲の拡大 (法務省、金融庁)	コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)にも拡大することが可能であるか否かを検討する。	検討	検討	
3. 自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大) (金融庁)	銀行のほか業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえた上で、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。	検討	結論	
4. 銀行における投資信託等の窓口販売業務におい	上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の	措置済 (12月施行)		

て、J-REIT を含む全ての 上場した投資信託受益証 券及び投資証券の取扱制 限の撤廃 (金融庁)	健全性の確保等の観点から、証券取引法第 65 条の趣旨や投資者保護の観 点も踏まえて検討し、結論を得る。【証券取引法の一部を改正する法律 の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 16 年政令第 354 号)】			
5. 銀行による証券仲介業務 の解禁 (金融庁)	銀行と証券の連携強化に関して、第 159 回通常国会に法案提出を行う。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 97 号)】	措置済 (12 月施行)		
6. 信用保証業務を営む子会 社等の業務範囲の拡大 (金融庁)	銀行の子会社が営むことのできる業務として「債務の保証の内、事業者 に対する事業の用に供する資金に関するもの」を一定限度で認めること について検討し、結論を得る。	検討	結論	
7. 銀行代理店に係る諸規制 の緩和 (金融庁)	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことにつ いて、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。		検討	
8. 店舗の営業時間に係る規 制の撤廃もしくは届出の 簡素化 (金融庁)	為替取引や当座預金業務を行っておらず、A T M の設置による代替措置 が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がない と考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和するこ ととし、その具体的な内容について平成 16 年度中に検討を行い、措置す る。	内閣府令改 正予定		
9. 銀行における収入依存度 規制の更なる緩和(共同従 属会社の設立の容認) (金融庁)	共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、 銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の 在り方等を踏まえつつ検討を行う。	第 162 回国 会に法案提 出予定		
10. 銀行子会社が行う集配金 業務等に係る収入依存度	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認める か否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行のほか業	検討開始	結論	

の撤廃等 (金融庁)	禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。			
11. 「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省)	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告(平成14年12月)における提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講ずる。	措置済 (4月)		
12. 信託業規制の見直し(信託会社の一般事業法人への解禁等) (金融庁)	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁する。 また、信託銀行に認められている信託代理店を出すことを信託会社についても認めるとともに、その範囲を現行の金融機関及び商工中金にとどまらず、幅広く認める。【信託業法(平成16年12月3日法律第154号)】	措置済 (12月施行)		
13. 信託業法における受託財産制限の緩和 (金融庁)	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加する。【信託業法(平成16年12月3日法律第154号)】	措置済 (12月施行)		
14. 信託業務のみを取り扱う施設・設備(「信託専門店舗等」という)の設置の可能化、及び信託専門店舗等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化 (金融庁)	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な見直しの方向性について検討を行い、改正信託業法等の施行までに結論を得る。【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第108号)】【信託会社等に関する総合的な監督指針(平成16年12月28日)】	措置済		
15. 信託銀行への投資一任業務の解禁 (金融庁)	信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。【証券取引法等の一部を	措置済 (4月施行)		

	改正する法律（平成 15 年法律第 54 号）】			
16. 信託兼営金融機関に対する投資一任業務の解禁（金融庁）	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号）を改正して、投資顧問業法施行時に投資顧問業を営んでいた信託兼営金融機関以外の信託兼営金融機関も投資一任業務を行えるようにする。【金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 16 号）】	措置済 （4 月施行）		
17. 資産流動化に際しての信託宣言の許容（法務省）	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。		検討・結論	
18. 更なる信託スキームの活用に資する商事（営業）信託関連法制の見直し（金融庁、法務省）	更なる信託スキームの活用に資する商事（営業）信託関連法制の見直しを行う。		検討・結論	
19. 信託法第 58 条の見直し（金融庁、法務省）	S P C 法の特定持分信託に関して、信託法第 58 条の特例を設けることについて検討し結論を得る。		検討・結論	
20. 業態間の相互参入（金融庁）	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。		16 年度以降検討・結論（結論を得たものから逐次措置）	
21. 株式会社の資本減少、準備金減少の際の債権者保護手続における個別催告の省略（法務省）	株式会社の資本減少、準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別催告を省略する。【電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 87 号）】	措置済 （2 月施行）		
22. 信託業務における媒介・代理業に関する事務ガイド	信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備を行う。【信託	措置済		

<b>ドライン整備 (金融庁)</b>	会社等に関する総合的な監督指針(平成16年12月28日)			
<b>23. タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化 (金融庁)</b>	「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(要請)」に係る調査表の提出を廃止する。【タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(調査表の廃止)(平成17年2月24日)】	措置済		
<b>24. 銀行持株会社及び銀行による届出手続の簡素化 (金融庁)</b>	銀行と銀行持株会社が同一の子会社、関連会社について重複して行う届出については、事務の簡素化の観点から、運用面の見直しを検討し、結論を得る。		検討・結論	
<b>25. 信託財産に係る議決権保有規制の弾力化 (公正取引委員会)</b>	「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という基準について、認可後計画的に信託財産において増加割合年1%の範囲内で議決権を取得したところ予期せぬ発行会社による自己株式の取得により年1%を超えるようなこととなったような場合も、一定の条件の下で例外的に許容することとするなど、基準の弾力化をはかる。		検討・結論	
<b>26. 銀行による優先株の保有規制の緩和 (金融庁)</b>	現在、銀行法上の5%ルールの例外として規定されている「優先株の普通株への転換」について、「銀行による転換請求による場合」を追加し、たとえば、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けたような場合には、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする。		検討	
<b>27. 信用保証協会保証付債権の譲渡範囲の拡大 (経済産業省)</b>	譲渡先の範囲拡大、さらには、どのような条件の下に承認すべきかについて、審議会の議論も踏まえ、関係省庁と調整の上、早急に結論を得る。		結論	